

す健第1197号
令和4年7月26日

各介護予防・日常生活総合事業訪問介護事業所
各介護予防・日常生活総合事業通所介護事業所 御中
各指定居宅介護支援事業所

琴浦町すこやか健康課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護予防・日常生活支援総合事業（通所・訪問サービス）の報酬等の取扱いについて（通知）

日頃から、本町の高齢者福祉の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、みだしのことにつきまして別紙のとおりのお取り扱いとしますので請求時の対応をお願いいたします。

また、取扱いについては令和4年9月請求分（8月利用分）からの算定とします。

琴浦町役場すこやか健康課 高齢福祉係
電話：0858-52-1716

新型コロナウイルス感染症に係る介護予防・日常生活支援総合事業（通所・訪問サービス）の報酬等の取扱いについて、サービス利用に影響のあった利用者に対し日割り計算とし、令和4年9月請求分（8月利用分）から下記のとおり取扱うこととします。

【介護保険最新情報 Vol.779 問4】

1 請求方法等

請求方法	事例
月額報酬	①利用者の都合で利用しなかった ②保健所から利用者に対し指示があり利用できなかった（陽性で入院、濃厚接触者で自宅待機等） ③厚生労働省発出「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に基づきサービス提供を行った場合
日割り計算	①事業所が休業した ②事業所が一部の利用者に対し新型コロナウイルス感染症の拡大防止の理由により、利用自粛を依頼した

2 日割り計算の方法

- (1) 月の総日数から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業等をした期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分を請求する。
- (2) 休業等の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスが提供された利用者については日割り計算は行わないこととする。

○日割り計算例

(例1) 利用者が県外者と接触したことにより、事業所が10日間の利用自粛を依頼した場合

(対応) $31日 - 10日 = 21日$

10日の間に休業日がある場合は休業日を含む。

(例2) 事業所3日間（月・火・水）の休業をした場合

(対応) $31日 - 3日 = 28日$

休業の影響を受けた利用者に対し日割り計算とし、休業した期間を差し引く。